

核燃料物質によって汚染された物品輸送に関する通報連絡漏れについて

1. 概要

- 福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所において、核燃料物質によって汚染された物（以下、「汚染物品」という）を発電所外へ輸送する場合、安全協定に関わる文書に基づき、輸送目的・輸送物の仕様・輸送日を県および町に事前に通報連絡することとなっています。
- しかしながら、福島第一原子力発電所において、その通報連絡を行っていないことを平成22年2月5日に確認しました。
- 本事案は、福島第一原子力発電所4号機第23回定期検査（平成21年9月29日～平成21年11月30日）において、気体廃棄物処理系（以下、排ガス系という）で使用されている再結合器の金属触媒の性能試験を行うため、平成21年10月22日に金属触媒の試験片を当所から所外（別会社へ委託）へ輸送したが、その際、県および町にその旨の事前通報連絡を行っていませんでした。
- このため、記録が保管されている平成16年度以降について調査を行い、同様の事案が福島第一原子力発電所において3件発生していたことを確認したことから、平成22年2月8日、関係自治体にこれらの事案について調査結果を取りまとめて報告しました。
- また、福島第二原子力発電所についても調査を行った結果、同様の事案は確認されませんでした。
- なお、当該物品の輸送において、法令により定められた事項は遵守しており、法令上の問題はありませんでした。

2. 過去の通報連絡対象、類似事案の調査

- 過去の通報連絡対象および類似事案の調査を行ったところ、以下のことが判明しました。
- なお、調査範囲は、福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の汚染物品の輸送を対象とし、記録の保管年限を考慮して平成16年度から平成21年度（平成22年2月5日現在）までの過去5年間に発電所構外輸送を行ったものとししました。

〈福島第一原子力発電所における汚染物品の事業所外搬出における通報連絡対象一覧〉

（過去5年間）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
搬出件数	12	8	3	3	2	6
通報連絡有り	12	8	3	1	2	4
通報連絡無し	0	0	0	2	0	2

〈福島第二原子力発電所における汚染物品の事業所外搬出における通報連絡対象一覧〉

（過去5年間）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
搬出件数	1	3	0	2	2	3

福島第二原子力発電所において、通報連絡をせずに搬出した事案はありませんでした。

〈福島第一原子力発電所において通報連絡を行っていない事案一覧〉

目的	品名	型式	日付 (輸送に関わる文書承認日)
ハフニウム棒型 制御棒照射後試験	照射済金属試料 (4号機)	A型容器	平成20年3月6日 (平成20年2月26日)
ハフニウム棒型 制御棒照射後試験	照射済金属試料 (4号機)	A型容器	平成20年3月28日 (平成20年3月14日)
高経年化技術評価 (照射脆化)のため	N2ノズル金属粉 (1号機)	L型容器	平成21年9月15日 (平成21年9月11日)
【本事案】 触媒サンプル 性能試験	排ガス系再結合器 金属触媒試験片 (4号機)	L型容器	平成21年10月22日 (平成21年10月21日)

4. 推定原因

- 排ガス系再結合器金属触媒試験片の通報連絡漏れ、および類似3件の通報連絡漏れに共通する原因は、関係する自治体に通報連絡をする部門に対し、輸送に関わる文書の提出を失念したため、輸送に関する情報が伝わらなかったことと推定しました。

5. 対策

- 所内関係者への当該事案の周知、および輸送に関わる文書の様式を変更（関係する自治体へ通報連絡を行う部門にて確認を行う欄を追記）し、関係する自治体への通報連絡を確実にを行います。
- また、汚染物品の輸送時における安全協定に関わる文書に基づく通報連絡の確実な実施に向け、所内関係者に輸送に関する情報が伝わらなかった根本原因および背景に関する調査を踏まえ再発防止対策を講じて万全を期してまいります。